

# (企業・事業者向けの支援)

## 7. 農林水産業に関すること

項目	事業内容	連絡先
7-1 無利子・無担保 貸付事業 (農林水産業)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林漁業者等の経営の維持安定に必要な資金を融資します。 【資金名】農林漁業セーフティネット資金 【使 途】長期運転資金 【対象者】認定農業者、主業農林漁業者、認定新規就農者等 【限度額】1,200万円 ※特認あり 【利 率】貸付当初5年間無利子化 ※林業は10年(6年目以降は貸付開始時の金利を適用)	○日本政策金融公庫大分支店 農林水産事業 TEL : 097-532-8491 FAX : 097-532-8484 (平日9:00~17:00)
7-2 無利子・無担保 貸付事業 (農業)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた認定農業者の経営の維持安定に必要な資金を融資します。 【資金名】農業経営基盤強化資金(ｽｰﾊﾟｰﾚｯﾄ資金) 【使 途】設備資金、長期運転資金 【対象者】認定農業者 【限度額】個人3億円、法人10億円 【利 率】貸付当初5年間無利子化 (6年目以降は貸付開始時の金利を適用)	○日本政策金融公庫大分支店 農林水産事業 TEL : 097-532-8491 FAX : 097-532-8484 (平日9:00~17:00)
7-3 無利子・無担保 貸付事業 (農業)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等の経営の維持安定に必要な資金を融資します。 【資金名】経営体育成強化資金 【使 途】長期運転資金、設備資金、借換資金 【対象者】主業農業者、認定新規就農者 【限度額】個人1.5億円、法人5億円 【利 率】貸付当初5年間無利子化 (6年目以降は貸付開始時の金利を適用)	○日本政策金融公庫大分支店 農林水産事業 TEL : 097-532-8491 FAX : 097-532-8484 (平日9:00~17:00)
7-4 無利子・無担保 貸付事業 (農業)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等の経営の維持安定に必要な資金を融資します。 【資金名】農業近代化資金 【使 途】設備資金、長期運転資金 【対象者】認定農業者、認定新規就農者、主業農業者、集落営農組織等 【限度額】個人1,800万円、法人2億円 【利 率】貸付当初5年間無利子化 (6年目以降は貸付開始時の金利を適用) 【保証料】貸付当初5年間分免除	○各農協 ○その他金融機関
7-5 無利子・無担保 貸付事業 (農業)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等の経営再建に必要な資金を融資します。 【資金名】農業経営負担軽減支援資金 【使 途】借換資金 【対象者】負債の償還が困難な農業者 【限度額】営農負債残高 【利 率】貸付当初5年間無利子化 (6年目以降は貸付開始時の金利を適用) 【保証料】貸付当初5年間分免除	○各農協 ○その他金融機関
7-6 無利子・無担保 貸付事業 (林業)	新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた林業者等の経営維持・再建のための資金繰りを支援します。 【事業名】林業施設整備等利子助成事業 【使 途】借換資金 【対象者】新型コロナウイルスの影響を受けた一定の要件を満たす林業者※ 【限度額】3億円又は借換えに必要な資金のいずれか低い額※ ※民間資金借換えの場合 【利 率】貸付当初5年間無利子化 (6年目以降は貸付開始時の金利を適用) 【保証料】貸付当初5年間免除	○各金融機関

項目	事業内容	連絡先
7-7 無利子・無担保 貸付事業 (水産業)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等の経営の維持安定に必要な資金を融資します。</p> <p>【資金名】 漁業近代化資金  【使 途】 長期運転資金  【対象者】 漁業者、漁業法人等  【限度額】 養殖漁業者、その他個人 3,000～5,000万円  【利 率】 貸付当初5年間無利子化  (6年目以降は貸付開始時の金利を適用)  【保証料】 貸付当初5年間分免除</p>	<p>○各漁協  ○農林中央金庫大分支店</p>
7-8 無利子・無担保 貸付事業 (水産業)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等の経営再建に必要な資金を融資します。</p> <p>【資金名】 漁業経営維持安定資金  【使 途】 借換資金  【対象者】 漁業者、漁業法人等  【限度額】 漁船漁業・養殖業・定置漁業(小型)4,000万円  定置漁業(大型)8,000万円  【利 率】 貸付当初5年間無利子化  (6年目以降は貸付開始時の金利を適用)  【保証料】 貸付当初5年間分免除</p>	<p>○各漁協  ○農林中央金庫大分支店  ○その他金融機関</p>
7-9 助成金 (農林水産業)  〈5-12の再掲〉	<p>経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成します。</p> <p>【5月～12月(原則)】  助成率：中小企業4/5(解雇を行わない場合9/10)  大企業2/3(解雇を行わない場合3/4)  上限額：1日当たり 13,500円/人・日  教育訓練する場合の加算：中小企業2,400円/人・日  大企業 1,800円/人・日</p> <p>【5月～12月(業況特例)】  要件：3ヶ月間の売上が前年比又は前々年比で  △30%以上減少  助成率：中小・大企業4/5  (解雇を行わない場合10/10)  上限額：1日当たり 15,000円/人・日  教育訓練場合の加算：中小企業2,400円/人・日  大企業 1,800円/人・日</p>	<p>【厚生労働省】  ○大分労働局  大分助成金センター  TEL：097-535-2100  (平日8:30～17:15)</p> <p>○学校等休業助成金・支援金、  雇用調整助成金コールセンター  TEL：0120-60-3999  (9:00～21:00)</p>
7-10 事業者支援金 (農林水産業)  〈5-14の再掲〉	<p>大分県が要請した飲食店の時短要請や外出自粛等の影響により、5月又は6月の売上高が対前年比又は対前々年比で30%以上減少した者に対し、支援金を支給します。</p> <p>【給付上限額】 法人30万円  個人事業者15万円</p> <p>【申請期間】 7/9～9/30</p> 	<p>○事業継続支援金相談窓口  (コールセンター)  TEL:050-6868-9277  (平日8:30～17:15)</p>
7-11 県産材の消費拡大 (林業)	<p>県産材を使用した住宅を建築する県民に対し、県産加工家具等の購入に利用できるポイント(1ポイント=1円換算)を交付します。併せて、工務店に対して県産材推進費を交付します。</p> <p>【対象住宅】 県産乾燥材を10㎡以上使用し、令和4年2月末までに棟上げを完了する住宅  【交 付 数】 県民 30万～50万ポイント/棟  工務店3万～5万円/棟 (いずれも県産材使用量に応じて上乘せ)  【交換対象】 県産材を使用した家具、県産農林水産物等</p>	<p>○大分県木材協同組合連合会  TEL：097-532-7151  FAX：097-537-8441  (平日9:00～17:00)</p> 

項目	事業内容	連絡先
7-12 県産材の消費拡大 (林業)	<p>県産材を使用して住宅等改修工事を行う工務店等に対し、その経費の一部を助成します。</p> <p>【対象物件】県内に所在する住宅・オフィス等で県内の工務店等が県産材を使用し改修工事を行うもので、令和4年2月末までに工事が完了する物件 (ただし、補助額が10万円以上のもの)</p> <p>【補助率】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造材を使用する場合 ：最大39万円 対象工事費の1/2</li> <li>・内装のみを改修する場合 ：最大37万円 対象工事費の1/2</li> </ul>	<p>○大分県木材協同組合連合会 TEL : 097-532-7151 FAX : 097-537-8441 (平日9:00~17:00)</p> 
7-13 県産材の消費拡大 (林業)	<p>県産材を使用した「おおいたモデル木塀」を県内の建築物へ設置する工務店等に対し、その経費の一部を助成します。</p> <p>【対象物件】県内に所在する住宅・オフィス等に県産材を使用した「おおいたモデル木塀」を設置する県内の工務店等で、令和4年2月末までに工事が完了する物件</p> <p>【補助率】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置場所に応じて上限額は以下のとおり異なります。</li> <li>住宅の場合 : 上限30万円 対象工事費の1/2</li> <li>住宅以外の場合 : 上限60万円 対象工事費の1/2 (ただし、1m当たり2万円を上限とする)</li> </ul>	<p>○大分県木材協同組合連合会 TEL : 097-532-7151 FAX : 097-537-8441 (平日9:00~17:00)</p> 
7-14 掛け金・負担金の 猶予 (農業)	<p>収入保険（農業収入全体の減少に対する補償（病気や怪我、価格変動等も含む））</p> <p>【対象】保険料、積立金、付加保険料（事務費）</p> <p>【内容】支払期限を保険期間を開始する日から起算し、11か月を経過する日を限度に延長</p> <p>【対象者】令和2年10月末日までに申出があった者</p>	<p>○大分県農業共済組合本所 TEL : 097-544-8110 FAX : 097-544-8242 (平日8:30~17:15)</p>
7-15 収入保険の基準収入に対する特例措置 (農業)	<p>収入保険において、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年の収入が減少した場合でも、翌年の基準収入（過去5年間の平均が基本）に影響しない特例を設けます。</p> <p>【内容】収入減少に合わせて令和2年の経営面積を圧縮して、規模拡大特例を準用することとし、令和3年以降の収入保険の基準収入を上方修正</p>	<p>○大分県農業共済組合本所 TEL : 097-544-8110 FAX : 097-544-8242 (平日8:30~17:15)</p>
7-16 掛け金・負担金の 猶予 (農業)	<p>野菜価格安定対策事業（野菜指定産地、大分県内産地内の生産者が対象市場に出荷した際の価格（平均販売価格）が保証基準額を下回った場合に、その価格差を補給金として交付）</p> <p>【対象】指定野菜、特定野菜、大分県野菜</p> <p>【内容】負担金の納付猶予</p>	<p>○大分県園芸振興基金協会 TEL : 097-546-4278（野菜） TEL : 097-544-0621（果実） FAX : 097-543-1170 (平日8:30~17:00)</p>
7-17 掛け金・負担金の 猶予 (水産業)	<p>漁業収入安定対策事業「積立ぶらす」（漁業者の収入が減少した場合に、国と漁業者が拠出した積立金（国3：漁業者1）によって補てん）</p> <p>【対象】漁業収入安定対策事業「積立ぶらす」</p> <p>【内容】漁業者の自己積立金の仮払い 契約時の自己積立金の積立猶予</p>	<p>○全国合同漁業共済組合 (大分県事務所) TEL : 097-536-4528 FAX : 097-534-4178 (平日9:00~17:00)</p>

項目	事業内容	連絡先
7-18 農業雇用マッチング (農業)	<p>農業経営体へ就農希望者を紹介します。  <b>【対象】</b> 農業経営体への就職を希望する方  求人農業経営体  <b>【内容】</b> 農業の職に関する求職者・求人者のマッチング</p>	<p>○大分県農業農村振興公社  TEL : 097-535-0400  FAX : 097-536-7223  (平日9:00~17:00)</p>
7-19 外国人技能実習生等の再就職 (農林水産業)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により解雇され、実習が継続困難になった技能実習生等の再就職を支援します。  <b>【支援対象】</b> 外国人技能実習生  <b>【備考】</b> 在留資格は特定活動となり、期間は1年</p>	<p>○福岡出入国在留管理局  大分出張所  TEL : 097-536-5006  FAX : 097-536-5030  (平日9:00~12:00、13:00~16:00)</p>
7-20 外国人材の不足を補う代替人材による援農の掛かり増し経費を支援	<p>農業経営者等の代替人材が援農する際の掛かり増し経費(令和2年4~令和3年12月分)を支援します。  <b>【支援対象】</b> 経営体等  <b>【補助率】</b> 定額</p> <p><b>【専用webサイト】</b>  <a href="https://www.for-farmer.jp/">https://www.for-farmer.jp/</a></p> 	<p>○全国農業会議所  TEL : 0120-150-055  (9:00~17:00)  Email: info@for-farmer.jp</p>  <p>※大分県農業会議(TEL:097-532-4385)、大分県新規就業・経営体支援課(TEL:097-506-3598)、各振興局にて相談を受け付けます。</p>
7-21 新規就業者の実践研修 (農業)	<p>(農の雇用事業)  <b>【内容】</b> 農業法人等が行う新規就業者の実践研修等を支援します。  <b>【支援対象】</b> 経営体  <b>【補助率】</b> 定額</p>	<p>○大分県農業会議  TEL : 097-532-4385  FAX : 097-532-4749  (平日9:00~17:00)</p>
7-22 経営継続補助金	<p>①農林漁業者の経営継続に向けた取組に要する経費を支援します。  <b>【補助率】</b> 3/4 (補助上限額 単独申請:100万円、共同申請1,000万円)  ②上記に加え、業種別ガイドラインに則した取組に要する経費を支援します。  <b>【補助率】</b> 定額 (補助上限額 単独申請:50万円、共同申請500万円)</p> <p>募集期間(終了)  1次:令和2年6月29日~令和2年7月29日  2次:令和2年10月19日~令和2年11月19日</p> <p>関連WEBサイト  ○農林水産省  <a href="https://www.maff.go.jp/j/keiei/keizoku.html">https://www.maff.go.jp/j/keiei/keizoku.html</a>  ○補助金事務局(全国農業会議所)  <a href="https://keieikeizokuhojokin.info/index.html">https://keieikeizokuhojokin.info/index.html</a></p> 	<p>○補助金事務局(全体)  TEL : 03-6447-1253  (平日9:00~12:00、13:00~17:30)  ○九州農政局担い手育成課(農業)  TEL : 096-300-6319  (平日8:30~17:15)  ○林野庁経営課(林業)  TEL : 03-6744-2286  (平日9:30~18:15)  ○水産庁水産経営課(漁業)  TEL : 03-6744-2345  (平日9:30~18:15)</p>
7-23 農林漁業者経営継続緊急支援事業費補助金	<p>国の「経営継続補助金」を活用して、県が推進するスマート技術の導入を行う農林漁業者に対し、県が国庫補助に上乘せして支援します。</p> <p><b>【補助率】</b> 「経営の継続に向けた取組」として認められた経費の1/6以内(補助上限額は、①又は②のいずれか低い額。①単独申請22.2万円、共同申請22.2万円、②スマート技術を活用した機械・設備等の導入に要した経費)</p> <p>関連WEBサイト  <a href="http://www.pref.oita.jp/soshiki/15270/keieikeizokukinkyusien.html">http://www.pref.oita.jp/soshiki/15270/keieikeizokukinkyusien.html</a></p> 	<p>○お近くの県振興局(農山漁村振興部 企画・農政班)  東部振興局:0978-72-0409  中部振興局:097-506-5732  南部振興局:0972-24-8645  豊肥振興局:0974-63-1172  西部振興局:0973-22-2585  北部振興局:0978-32-1621  (平日8:30~17:15)</p> <p>○新規就業・経営体支援課  TEL : 097-506-3587  Email : a15270@pref.oita.lg.jp  (平日8:30~17:15)</p>